

下有知ふれあいセンター利用内規

第1条 この内規は、下有知ふれあいセンターの利用について定められた「下有知ふれあいセンター利用要領」（以下「利用要領という）によるほか、必要な事項について定める。

第2条 利用要領の4項に定めるその他施設の内、次に掲げる施設・設備・備品を利用した場合は、下記により利用料を徴収する。但し、「下有知ふれあいセンターの利用料免除団体」は無料とする。

区分	利 用 料 (円)					
	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後5時30分 ～午後9時30分	午後5時30分 ～午後9時30分	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後9時30分
児 童 室	450	600	600	1,050	1,200	1,650

設 備 ・ 備 品	回 ・ 分	利 用 料	備 考
冷 暖 房 機	30分	200円	コイン投入式
放 送 機 器	1回	500円	
ガ ス ・ 水 道	1回	500円	
プロジェクター	1回	500円	

第3条 利用要領の4項に定めるその他施設の内、コピー機・印刷機及びプリンター等を利用する場合は、下記により利用料を徴収する。

備 品	枚・回	サイズ	利 用 料	備 考
コ ピ ー 機	1枚	A4 A3	10円	利用料免除団体（5円）
印 刷 機	1回		500円	
カラーコピー機	1枚	A4 A3	30円 50円	利用料免除団体（20円） 利用料免除団体（30円）
紙 折 り 機	1回		500円	
パ ソ コ ン	1枚		200円	文章入力
プリンター	1枚		10円 30円	上段：ハガキ・封筒等 下段：写真
ラミネーター	1枚	A4 A3	20円 40円	

印刷機については、印刷用紙持参を原則とし1回の印刷枚数が1,000枚以上、1,000枚ごとに500円を徴収する。（持参しない場合には、印刷用紙100枚単位でB5・A4・B4は100円、A3サイズは200円を徴収する）また、原稿が2枚以上の場合は、1枚の原稿につき50円を徴収する。

コピー機・カラーコピー機については、コピー枚数（両面コピーは2枚にカウント）が100枚以上の場合はコピー用紙持参が原則。持参しない場合には、コピー用紙100枚単位でB5・A4・B4は100円、A3サイズは200円を徴収する。

第4条 備品（パソコン・プリンター・放送機器・コピー機・印刷機・紙折り機等）の貸出は、原則行わない。但し、焼き物用の鉄板については、この限りではない。

第5条 冷暖房用機器及び電熱器の持ち込みは、原則禁止。但し、視聴覚機器（映写機、OHP、テープレコーダ等）については、許可を得た上で持ち込むことができる。

第6条 この内規に定めていない事項については、必要に応じて会長が定めるものとする。

附則 この利用内規は、平成16年4月1日から実施する。

平成17年7月1日 一部改訂

平成20年5月1日 一部改訂

平成25年5月1日 一部改訂

平成26年5月1日 一部改訂

平成28年4月1日 一部改訂

平成28年6月9日 一部改訂

平成29年4月1日 一部改訂

下有知ふれあいセンター利用料免除団体は次による。

下有知ふれあいセンター利用料免除団体

(平成29年4月1日現在)

1. 下有知区長会 土木水利委員会
2. 関市自治会下有知支部
3. 社会福祉協議会 福祉委員会 (福祉関係事業)
4. 下有知小・中学校・保育園及びP T A
5. 修徳会 (東西・南・中組・東志摩)
6. 民生・児童委員会
7. 青少年健全育成協議会
8. 健康づくり推進委員会
9. 交通安全協会下有知支部
10. 日赤奉仕団下有知支部
11. 下有知消防団
12. 体育委員会
13. 戦没者遺族会下有知支部
14. 母子会
15. 農事改良組合
16. 農業振興整備事業協議会
17. J A女性部会
18. 下有知獅子舞保存会
19. スポーツ少年団
20. 曾代用水土地改良区
21. その他企画運営委員会が認めた地区内の団体、
グループ等

◆承認基準・・・下有知地区民で構成され、地区全体の公益や福祉に資する
団体やグループであること